

愛犬家のマナーについて(受付日：令和6年12月2日)

Q 愛犬家に対して、犬のふんの始末などのマナーについて、市に啓発してほしい。

A 本市では、「宇部市空き缶等のポイ捨て、飼い犬等のふん害及び落書きの防止並びに公共の場所における喫煙のマナーの向上に関する条例」(ポイ捨て等禁止条例)に基づき、地域における環境美化の推進とマナーの向上に努めています。

飼い犬等のふん害防止については、市ウェブサイトへの掲載や地域行事での啓発を行うとともに、動物の飼い方マナーアップ強化月間にあわせ、広報うべ9月号に啓発記事を掲載するなどして、周知啓発をしています。

犬の飼い方のマナーについて、遵守する方も多い状況ではありますが、今後は、一斉の狂犬病予防接種時や動物愛護週間などの機会を捉えて、より一層の周知啓発に努め、市全体のさらなるマナー向上を図っていきたいと考えています。

市民環境部 環境政策課